

福岡医発第1362号(地)

平成20年 9月26日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について

今般、厚生労働省より国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況についての事務連絡が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(いわゆる「国民保護法」)による「国民の保護に関する基本方針」に基づき、所管官庁及び都道府県は、生物剤及び毒素等危険物質等の取扱者(生活関連等施設)を把握することが求められています。

そのため、平成17年には、厚生労働省により全ての病院及び診療所に対して調査が実施され、生物剤及び毒素の保有施設の把握が行われています。

本事務連絡は、病院及び診療所に対し、本年9月1日現在の生物剤及び毒素の保有状況を調査するものです。当初の調査対象は、全ての病院及び診療所とされていましたが、その後、上記の平成17年調査により把握された病院及び診療所(別紙1)と変更されております。

本調査につきましては、福岡県保健医療介護部医療指導課からも別紙2のとおり通知がありましたので、添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

(地 I 120)

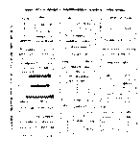
平成 20 年 9 月 19 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 井 正



国民保護法施行令第 28 条第 10 号で定める生物剤及び毒素の保有状況について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

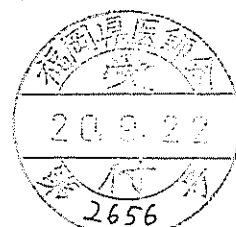
さて今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県医政主管課に対し、国民保護法施行令第 28 条第 10 号で定める生物剤及び毒素の保有状況についての事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（いわゆる「国民保護法」）による「国民の保護に関する基本方針」に基づき、所管官庁及び都道府県は、生物剤及び毒素等危険物質等の取扱者（生活関連等施設）を把握することが求められています。

そのため、平成 17 年には、厚生労働省により全ての病院及び診療所に対して調査が実施され、生物剤及び毒素の保有施設の把握が行われています（平成 17 年 9 月 13 日付（地 I 102）の文書をもって、貴会に協力依頼済み）。

本事務連絡は、病院及び診療所に対し、本年 9 月 1 日現在の生物剤及び毒素の保有状況を調査するものです。当初の調査対象は、全ての病院及び診療所とされていましたが、その後、上記の平成 17 年調査により把握された病院及び診療所と変更されております（厚生労働省平成 20 年 9 月 10 日付事務連絡をご参照ください）。

つきましては、本調査は行政が実施するものではありませんが、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成20年9月1日

各都道府県医政主管課御中

厚生労働省医政局総務課

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について
(調査依頼)

標記について、国民の保護に関する基本指針において、生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとされているが、今般、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素（別添1参照）を保有する生活関連等施設の保有状況調査を行うこととしました。

については、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素を保有している病院及び診療所に対し、下記により調査いただきたく、御協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査対象

都道府県管内の全ての病院及び診療所（歯科診療所を含む。以下「病院等」という。）

※大学付属病院については、文部科学省が同様の調査を行っているため、除外する。

2. 調査対象生物剤及び毒素について

病院等において保有している生物剤及び毒素（個別の種名については、別添1記入要領参照）

3. 調査時点について

平成20年9月1日現在で記入のこと

4. 調査方法及び提出方法について

調査表（別添2）の各設問について、記入要領（別添1）を参考に各病院等の状況を調査した上、都道府県において調査表1つに取りまとめ、電子媒体（Excel ファイル）

にて下記のメールアドレスへ提出されたい。

厚生労働省に提出する調査表には、生物剤等を保有している病院等についてのみを記載し、生物剤等の保有が無い旨の回答があった病院等については、記載の必要がないこと

6. 問い合わせについて

調査の内容に関する疑義照会については、FAX又はメールアドレスに対する電子メールを用いられたい。電話による疑義照会については、応じることが困難であるのでご理解願いたい。

FAX：03-3501-2048（医政局総務課）

e-mail：abe-yukio@mhlw.go.jp

7. 情報の取扱いについて

提出された情報については、国民保護のための措置目的以外には使用されることはない。貴職におかれても本調査に係る情報の取扱いに御注意されたい。

8. 提出先及び調査表提出期限

提出先は、医政局総務課まで（電子媒体をメールにて、メールアドレス宛送付）。締め切りは、平成20年10月10日（金）

※御多忙中誠に恐縮ですが、調査の性質上締め切り厳守をお願いいたします。

以上

(別添1)

生物剤及び毒素の保有状況調査記入要領

設問1：施設名を記入して下さい

設問2：開設者名を記入して下さい。

設問3：所在地の住所を記入して下さい。

設問4：生物剤等を取り扱う上での管理責任者の氏名を記入し、同人の職名を（ ）内に記入してください。特定の管理責任者を置いていない場合は、施設の管理者の氏名と肩書きを同様に記入して下さい。

設問5：当該施設の電話番号を記入して下さい。(代表電話で差し支えありません。)

設問6：当該施設のFAX番号を記入して下さい。

設問7：各生物剤、毒素の保有状況を記入して下さい。保有していない生物剤等については、何も記入する必要はありません。保有している生物剤等についてのみ、下記の凡例に従い、回答をアルファベットの半角大文字で記入して下さい。

- ・診療、治療の目的で保有している場合…A
- ・研究の目的で保有している場合…B
- ・その他の目的で所有している場合…C

<以下の設問につきましては、設問7において、生物剤等の保有があると回答された施設のみ御回答下さい。>

設問8：巡回等平素からの施設の自主的な警備の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・平素から巡回を行う等、施設の自主的な警備を行っている…A
- ・特に自主的な警備は行っていない…B

設問9：生物剤等の取扱いについての管理規則（マニュアル）の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・生物剤等の取扱いについて独自の管理規則（マニュアル）を定めている・・・A
- ・独自の管理規則は定めていないが、他の機関の管理規則（例：国立感染症研究所病原体管理規程等）を準用している・・・B
- ・管理規則は定めていないが、施設の業務規程等の中で生物剤等の管理に関し定めている・・・C
- ・管理規則は存在しない・・・D

設問 1 0：生物剤等の管理・取扱い等に関し、専門的知見を持つ者等からなる安全管理委員会の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・安全管理委員会を設置している・・・A
- ・安全管理委員会を設置していない・・・B

設問 1 1：生物剤等の保管場所について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・全ての保管場所が施錠されている・・・A
- ・一部の保管場所は施錠されている・・・B
- ・全く施錠されていない・・・C

設問 1 2：生物剤等の保管場所へのアクセス制限（指紋認証、磁気カード、パスワード、一人でのアクセス禁止、アクセス記録の保存等）の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・アクセス制限を実施している・・・A
- ・一部についてアクセス制限を実施している・・・B
- ・アクセス制限を実施していない・・・C

設問 1 3：生物剤等の使用・管理についての管理記録の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ①生物剤等の使用・管理を記録している
 - ②上記について、管理責任者が定期的に確認を行っている。
- ・①②の両方を実施している・・・A
 - ・①のみ実施している・・・B
 - ・①②のいずれも実施していない・・・C

設問 1 4：生物剤等を譲渡する際の体制について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・譲渡する際には、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを確認し、管理責任者による承認手続きを必要とする（受領の場合も同様に承認手続きが必要）ことになっている・・・A

- ・そのような体制をとっていない・・・B

設問 1 5 : 生物剤等を廃棄する際の対応について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・オートクレーブ処理、薬剤等により不活性化している・・・A
- ・不活性化を実施していない・・・B

設問 1 6 : 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察・消防等への通報体制について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・紛失等が発生（発覚）した場合には警察等へ通報することとしている・・・A
- ・紛失等の場合の対応については未検討・・・B

今回調査対象となる生物剤・毒素一覧

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュボウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、サル痘ウイルス、痘そうウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンブレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレッドウイルス、ニューヨークウイルス、パヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス）、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサナル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兔病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コキシジオイデス属イミチス

(4) 原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

(5) 毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素（ペロ毒素）、デアセトキシシルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシチン、モデシン、HT-2トキシン、T-2トキシン

2 家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

事 務 連 絡
平成20年9月10日

各都道府県医政主管課御中

厚生労働省医政局総務課

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について
(調査依頼)

標記については、平成20年9月1日付け事務連絡により、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素を保有する生活関連等施設の保有状況調査を依頼したところですが、調査内容の一部を下記のように変更したため、再調査につき御協力方よろしくをお願いします。

記

1. 調査対象

生物剤及び毒素の保有状況調査（平成17年7月実施）において対象となった病院及び診療所（以下「病院等」という。）（別添1）

※大学付属病院については、文部科学省が同様の調査を行っているため、除外する。

2. 調査対象生物剤及び毒素について

病院等において保有している生物剤及び毒素（ワクチンとして保有しているウイルスは除く。）

以上

別紙 1

(別添1)

478	産業医科大学病院(薬剤部)	福岡県
479	産業医科大学病院	福岡県
480	北九州市立医療センター	福岡県
481	北九州市立八幡病院	福岡県
482	医療法人社団博美会神奈川クリニック北九州分院	福岡県
483	志田山形成外科	福岡県
484	九州厚生年金病院	福岡県
485	社会保険小倉記念病院	福岡県
486	杉本陽子クリニック	福岡県
487	藤原脳神経外科クリニック	福岡県
488	荒木国際美容外科歯科医院	福岡県
489	博多スキンケアクリニック	福岡県
490	原口クリニック	福岡県
491	あんぬクリニック	福岡県
492	福岡検疫所福岡空港検疫所支所診察室	福岡県
493	福岡検疫所診察室	福岡県
494	大塚美容形成外科・歯科	福岡県
495	池袋サンシャイン美容外科医院	福岡県
496	上野スキンサポートクリニック	福岡県
497	品川美容外科	福岡県
498	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡県
499	福岡市立こども病院・感染症センター	福岡県
500	城本クリニック福岡	福岡県
501	聖心美容外科	福岡県
502	メディ・クリニック	福岡県
503	フタバ美容形成外科クリニック	福岡県
504	天神ビューティクリニック	福岡県
505	共立美容外科	福岡県
506	医療法人スリーエム見寺絢子クリニック	福岡県
507	アイルクリニック	福岡県
508	インターナショナル唐人町クリニック	福岡県
509	医療法人社団博美会神奈川クリニック福岡分室	福岡県
510	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター	福岡県
511	松田脳神経外科クリニック	福岡県
512	医療法人明裕会みきなクリニック	福岡県
513	社会保険大牟田天領病院	福岡県
514	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	福岡県
515	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	福岡県
516	わかば美容クリニック	福岡県
517	糸島医師会病院	福岡県
518	大塚内科・神経内科医院	福岡県
519	飯塚病院	福岡県
520	独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター	福岡県
521	聖マリア病院	福岡県
522	耳納・日高整形外科医院	福岡県

(担当部局課室名)

[illegible]

別添2
(都道府県名)

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

別添2
(都道府県名)
(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

別添2
(都道府県名)

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

(都道府県名)

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

別添2

(都道府県名)

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

	設問1	設問14	設問15	設問16
	施設名	生物剤等を譲受 する際の体制	生物剤等を廃棄 する際の対応	事故等の際の 通報体制
記入例	医療法人医政会厚生病院			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
	回答A			
	回答B			
	回答C			
	回答D			
	合計			

別 紙 2

20医指第1582号
平成20年9月8日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
社団法人福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

」 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、標記について、厚生労働省から、別添(写)のとおり調査の実施依頼がありました。
つきましては、県内の医療機関における「生物剤及び毒素の保有状況」について、各保健福祉環境事務所及び各政令市が調査を行いますので念のためにお知らせします。

記

1 調査方法

「国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況」調査票により
県内の医療機関に対して調査をおこなう。

2 調査対象医療機関

県内の病院、内科診療所、歯科診療所
※大学附属病院については文部科学省が調査を行う

3 調査内容

別添の「調査票」及び「今回調査対象となる生物剤・毒素一覧」のとおり



FAX送信票(※本状のみを送信してください。)

送信先:

保健福祉環境事務所

FAX:()

貴医療機関の管轄の保健所名とFAX番号をご記入ください。

「国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況」調査票

設問1 施設名:

設問2 開設者名:

設問3 所在地:

※ 生物剤及び毒素(以下生物剤等)(別紙1参照)の保有状況について(平成20年9月1日現在)
(無 ・ 有)

※ 有を選択された場合は以下の問4～問16についてご回答ください。

設問4 生物剤等を取り扱う上での管理責任者名

氏名:

職名:

(例:院長等)

※特定の管理責任者を定めていない場合は医療機関の管理者名を記入してください。

設問5 電話番号:

設問6 FAX番号:

設問7 各生物剤、毒素の保有状況

生物剤、毒素の名称(別紙1参照)	保有状況

※保有状況は下記のアルファベットで記入してください。

A:診断、治療目的で保有
B:研究目的で保有
C:その他の目的で保有

設問8 巡回等平素からの施設の自主的な警備の有無について

A:平素から巡回を行う等、施設の自主的な警備を行っている。
B:特に警備は行っていない。

※該当項目に○を付けてください。

設問9 生物剤及び毒素の取扱いに関する管理規則(マニュアル)の有無について

A:生物剤等の取扱いについて独自の管理規則(マニュアル)を定めている。
B:独自に管理規則(マニュアル)を定めていないが、他の機関の管理規則を準用している。
C:管理規則(マニュアル)は定めていないが、施設の業務規程等の中で生物剤等の管理に関し定めている。
D:管理規則(マニュアル)は存在しない。

※該当項目に○を付けてください。

設問10 生物剤等の管理・取扱い等に関し、専門的知見を持つ者等からなる安全管理委員会の有無について

A:安全管理委員会を設置している
B:安全管理委員会を設置していない

※該当項目に○を付けてください。

設問11 生物剤等の保管場所について

A:全ての保管場所が施錠されている
B:一部の保管場所は施錠されている
C:全く施錠されていない

※該当項目に○を付けてください。

設問12 生物剤等の保管場所へのアクセス制限(指紋認証、磁気カード、パスワード、一人でのアクセス禁止、アクセス記録の保存等)について

A:アクセス制限を実施している
B:一部についてアクセス制限を実施している
C:アクセス制限を実施していない

※該当項目に○を付けてください。

設問13 生物剤等の使用・管理についての管理記録の有無について

①生物剤等の使用・管理を記録している
②上記について、管理責任者が定期的に確認を行っている。

A:①②の両方を実施している
B:①のみ実施している
C:①②のいずれも実施していない

※該当項目に○を付けてください。

設問14 生物剤等を譲渡する際の体制について

A: 譲渡する際には、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを確認し、管理責任者による承認手続きを必要とする(受領の場合も同様に承認手続きが必要)ことになっている
B: そのような体制をとっていない

※該当項目に○を付けてください。

設問15 生物剤等を廃棄する際の対応について

A:オートクレーブ処理、薬剤等により不活性化している
B:不活性化を実施していない

※該当項目に○を付けてください。

設問16 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察・消防等への通報体制について

A:紛失等が発生(発覚)した場合には警察等へ通報することとしている
B:紛失等の場合の対応については未検討

※該当項目に○を付けてください。

人に病原性を有する生物剤及び毒素	ウイルス	1	アルファウイルス属デングニヤウイルス	
		2	西部ウマ脳炎ウイルス	
		3	東部ウマ脳炎ウイルス	
		4	ベネズエラウマ脳炎ウイルス	
		5	アレナウイルス属(ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マデューボウイルス、ラッサウイルス)	
		6	リンパ球性脈髄膜炎ウイルス	
		7	インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。)	
		8	エボラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス)	
		9	エンテロウイルス属ポリオウイルス	
		10	サル痘ウイルス	
		11	痘そうウイルス	
		12	コロナウイルス属SARSコロナウイルス	
		13	シンブレックスウイルス属Bウイルス	
		14	クリミア・コンゴ出血熱ウイルス	
		15	ハンタウイルス属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)	
		16	フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイルス)	
		17	黄熱ウイルス	
		18	オムスク出血熱ウイルス	
		19	キャサナル森林病ウイルス	
		20	日本脳炎ウイルス	
		21	ダニ媒介脳炎ウイルス	
		22	リフトバレー熱ウイルス	
		23	ヘニバウイルス属(ニバウイルス、ヘンドラウイルス)	
		24	A型肝炎ウイルス	
		25	E型肝炎ウイルス	
		26	マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス	
		27	狂犬病ウイルス	
		28	リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。)	
		29	腸管出血性大腸菌	
		30	ペスト菌	
		31	オウム病クラミジア	
		32	ボツリヌス菌	
		33	オリエンテア属ツツガムシ	
		34	コクシエラ属バーネッティ	
		35	サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がタイフィ)	
		36	サルモネラ属エンテリカ(血清亜型がパラタイフィ)	
		37	赤痢菌	
		38	ジフテリア菌	
		39	炭疽菌	
		40	鼻疽菌	
		41	類鼻疽菌	
		42	バルトネラ属クインタナ	
		43	コレラ菌(血清型がO1又はO139であるものに限る。)	
		44	イヌ流産菌	
		45	ウシ流産菌	
		46	ブタ流産菌	
		47	マルタ熱菌	
		48	ボレリア属デュトニイ(その他ダニが媒介するボレリア属の細菌)	
		49	ボレリア属ブルグドルフェリ	
		50	ボレリア属レカレンティス(その他シラミが媒介するボレリア属の細菌)	
		51	結核菌	
		52	野兔病菌	
		53	発疹チフスリケッチア	
		54	日本紅斑熱リケッチア	
		55	ロッキー山紅斑熱リケッチア	
		56	レジオネラ属の細菌	
		57	レプトスピラ属の細菌	
	真菌	58	コクシジオイデス属イミチス	
	(寄生動物を含む)	59	クリプトスポリジウム属バルバム(遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。)	
		60	多包糸虫	
		61	単包糸虫	
		62	熱帯熱マラリア原虫	
		63	三日熱マラリア原虫	
		64	四日熱マラリア原虫	
		65	卵形マラリア原虫	
		毒素	66	アフラトキシン
	67		アプリン	
	68		ウェルシュ菌毒素	
	69		黄色ブドウ球菌毒素	
	70		コノトキシシン	
	71		コレラ毒素	
	72		志賀毒素(ペロ毒素)	
	73		デアセトキシスシルベノール毒素	
	74		テトロドトキシシン	
	75		ビスカムアルバムレクテン	
	76		ボツリヌス毒素	
	77		ボルケンシン	
	78		ミクロシスデン	
	79		モデシン	
	80		HT-2トキシシン	
	81		T-2トキシシン	
	飼育動物に病原性を有する生物剤及び毒素		82	牛痘ウイルス
			83	牛肺疫菌
			84	口蹄疫ウイルス
			85	アフリカ豚コレラウイルス

生物剤及び毒素の保有状況調査記入要領

設問1：施設名を記入して下さい

設問2：開設者名を記入して下さい。

設問3：所在地の住所を記入して下さい。

設問4：生物剤等を取り扱う上での管理責任者の氏名を記入し、同人の職名を（ ）内に記入してください。特定の管理責任者を置いていない場合は、施設の管理者の氏名と肩書きを同様に記入して下さい。

設問5：当該施設の電話番号を記入して下さい。（代表電話で差し支えありません。）

設問6：当該施設のFAX 番号を記入して下さい。

設問7：各生物剤、毒素の保有状況を記入して下さい。保有していない生物剤等については、何も記入する必要はありません。保有している生物剤等についてのみ、下記の凡例に従い、回答をアルファベットの半角大文字で記入して下さい。

- ・診療、治療の目的で保有している場合…A
- ・研究の目的で保有している場合…B
- ・その他の目的で所有している場合…C

<以下の設問につきましては、設問7において、生物剤等の保有があると回答された施設のみ御回答下さい。>

設問8：巡回等平素からの施設の自主的な警備の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・平素から巡回を行う等、施設の自主的な警備を行っている…A
- ・特に自主的な警備は行っていない…B

設問9：生物剤等の取扱いについての管理規則（マニュアル）の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・生物剤等の取扱いについて独自の管理規則（マニュアル）を定めている…A
- ・独自の管理規則は定めていないが、他の機関の管理規則（例：国立感染症研究所病原体管理規程等）を準用している…B
- ・管理規則は定めていないが、施設の業務規程等の中で生物剤等の管理に関し定めている…C
- ・管理規則は存在しない…D

設問 10：生物剤等の管理・取扱い等に関し、専門的知見を持つ者等からなる安全管理委員会の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・安全管理委員会を設置している…A
- ・安全管理委員会を設置していない…B

設問 11：生物剤等の保管場所について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・全ての保管場所が施錠されている…A
- ・一部の保管場所は施錠されている…B
- ・全く施錠されていない…C

設問 12：生物剤等の保管場所へのアクセス制限（指紋認証、磁気カード、パスワード、一人でのアクセス禁止、アクセス記録の保存等）の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・アクセス制限を実施している…A
- ・一部についてアクセス制限を実施している…B
- ・アクセス制限を実施していない…C

設問 13：生物剤等の使用・管理についての管理記録の有無について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ①生物剤等の使用・管理を記録している
- ②上記について、管理責任者が定期的に確認を行っている。
- ・①②の両方を実施している…A
- ・①のみ実施している…B
- ・①②のいずれも実施していない…C

設問 14：生物剤等を譲渡する際の体制について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・譲渡するには、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを確認し、管理責任者による承認手続きを必要とする（受領の場合も同様に承認手続きが必要）ことになっている…A
- ・そのような体制をとっていない…B

設問 15：生物剤等を廃棄する際の対応について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・オートクレープ処理、薬剤等により不活性化している…A
- ・不活性化を実施していない…B

設問 16：紛失、事故、災害等が発生した場合の警察・消防等への通報体制について、下記の凡例に従い記入して下さい。

- ・紛失等が発生（発覚）した場合には警察等へ通報することとしている…A
- ・紛失等の場合の対応については未検討…B



事 務 連 絡

平成20年9月1日

各都道府県医政主管課御中

厚生労働省医政局総務課

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素の保有状況について
(調査依頼)

標記について、国民の保護に関する基本指針において、生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとされているが、今般、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素(別添参照)を保有する生活関連等施設の保有状況調査を行うこととしました。

ついては、国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素を保有している病院及び診療所に対し、下記により調査いただきたく、御協力方よろしく申し上げます。

記

1. 調査対象

都道府県管内の全ての病院及び診療所(歯科診療所を含む。以下「病院等」という。)

※大学付属病院については、文部科学省が同様の調査を行っているため、除外する。

2. 調査対象生物剤及び毒素について

病院等において保有している生物剤及び毒素(個別の種名については、別添1記入要領参照)

3. 調査時点について

平成20年9月1日現在で記入のこと

4. 調査方法及び提出方法について

調査表(別添2)の各設問について、記入要領(別添1)を参考に各病院等の状況を調査した上、都道府県において調査表1つに取りまとめ、電子媒体(Excel ファイル)にて下記のメールアドレスへ提出されたい。

厚生労働省に提出する調査表には、生物剤等を保有している病院等についてのみを記載し、生物剤等の保有が無い旨の回答があった病院等については、記載の必要がないこと

5. 問い合わせについて

調査の内容に関する疑義照会については、FAX又はメールアドレスに対する電子メールを用いられたい。電話による疑義照会については、応じることが困難であるのでご了解願いたい。

FAX：03-3501-2048（医政局総務課）

e-mail：abe-yukio@mhlw.go.jp

6. 情報の取扱いについて

提出された情報については、国民保護のための措置目的以外には使用されることはない。貴職におかれても本調査に係る情報の取扱いに御注意されたい。

7. 提出先及び調査表提出期限

提出先は、医政局総務課まで（電子媒体をメールにて、メールアドレス宛送付）。

締め切りは、平成20年10月10日（金）

※御多忙中誠に恐縮ですが、調査の性質上締め切り厳守でお願いいたします。

以上